

UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン ユニオンニュース

第55号

2024年5月24日発行

発行責任者 船川 健吾

編集責任者 神余 秀紀



瑞祥会・ルボアユニオンHP

<https://zuishou-ru.com/>

2024年労働条件闘争最終報告

2024年労働条件闘争は4月23日の執行委員会で妥結の確認を行い、5月14日、法人との第5回団体交渉（東かがわ市交流プラザ開催）にて妥結に向けての協議・確認を行いました。同時に緊急調査した「法人回答に対する組合員の生の声」を届けました。近日中に協定書を交わす運びとなりましたので、今年の労働条件闘争は妥結とし、一区切りとさせていただきます。まだまだ積み残している課題がたくさんありますが、皆さんの声を届け、働きやすい職場づくりを目指していきたいと考えています。これからも瑞祥会やルボアで働いていることを誇れるよう一緒に頑張っていきましょう。

賃金引上げについて

「正規職員組合員 平均8,658円（4.2%）、パートタイム組合員 時給50円（4.9%）の引き上げ」
これまでにない賃上げを獲得できたとはいえ、改善支援手当が基本給に含まれることになるので、実質約2号俸程度の引き上げとなりました。なかには実質数百円、マイナスになった方もおり、決して満足する回答とは言えません。ただ、基本給が増えた（改善支援手当が基本給に含まれた）ことにより、賞与や退職金の増額に繋がるということをお伝えしておきます。

ちなみにUAゼンセンに加盟している他労組は、正社員 月額平均15,904円（5.33%）、パート 時給平均65.6円（6.02%）の賃金引き上げられ、昨年を上回る妥結水準となっています。

手当の改正について

「通勤手当について（正規職員組合員、パートタイム組合員）入社日から支給する」

賃金制度について

「初任給基準表を改正し、1級職員については2023年10月にさかのぼって適用し、その差額を2024年6月賞与支給時に支払う」

これは昨年10月の最低賃金改正に伴い、法人内最低賃金が158,200円に改正されたためです。この額は他業種と比べてもまだまだ低い水準です。人材確保、定着のためにも賃金の底上げが必要です。

また時間給基準表については、それぞれの職種で上限が100円上がることになります。

年次有給休暇について

「すべての職員が年間8日間取得する」

定年制度および定年後再雇用制度について

「2025年度より定年延長を段階的に導入し2033年度に65歳定年とする」

まずは段階的ではありますが、定年延長が導入されることになりました。組合は人員確保のためにも早期の65歳定年導入を求めて交渉を行いましたが、今賃闘のなかで合意に達することができませんでした。引き続き早期導入および定年後再雇用制度を含めた60歳以降の働き方や賃金体系、職務内容、実施スケジュールなど制度作りを労使で協議し、合意形成を図っていききたいと考えています。

退職金制度について

「1級であったものが2級となった場合には、法人において介護福祉士受験資格を取得するために要した期間を勤続期間に算入する」（上限3年）

1級として入職し、2級となった在職中の職員についても対象となります。

残業代の支払いについて

「労働基準法第24条、規程に則り、申請に基づき1分単位で支払う」

レク活動報告

いちご狩りに行ってきました

3月31日「スカイファーム」(高松市飯田町)、4月3日「森のいちご」(三木町)にて、いちご狩りレクを開催しました。両日とも職場の友人同士やご家族連れで多数の参加をいただき、盛況な会となりました。

いちごは思った以上にどれもが甘くおいしくて、わたしは買ってみた練乳も使わず、ひたすらいちごを時間いっぱい食べ続けお腹がはちきれそうになってしまいました。参加された方からも、「本当においしかった。」「またぜひ参加したい。」など喜んだ声をいただきました。

また来春、いちご狩りを企画予定していますので楽しみにしてくださいね(^_^)/



「組合加入説明会・共済加入説明会」「相談会」のご案内



下記の日程で組合加入・共済加入説明会を開催します。あわせて悩み・心配ごとを直接聞く場としての相談会も実施します。組合加入・未加入関係なくお気軽にお越しください。

○東かがわ地区 日時：6月18日(火) 18時～20時 会場：東かがわ市交流プラザ

○高松地区 日時：7月16日(火) 18時～20時 会場：サン未来別館「きっさこ」

『ワークルール豆知識』(第8回)

皆さんチャレンジしてみてくださいね(^_^)/

正解した方の中から抽選で10名の方に商品券などの景品をプレゼントいたします。参加される方は下記応募用紙に氏名・施設名・解答を記入し、所属支部長まで提出してください。(2024年6月24日を締め切りとします)

問題：休憩について、誤っているものをひとつ選んでください。

- ① 休憩時間中であっても、使用者からの仕事の指示には従わなければならない。
- ② 休憩は、労働時間の途中に与えなければならない。
- ③ 忙しくて休憩が取れなかった場合には、休憩時間分の賃金が発生する。
- ④ 労働時間が6時間を超える場合には、最低45分間の休憩を与えなければならない。



第7回の解答と解説

正解は③「就業規則を作成するときは、労働者の過半数を代表する者から意見聴取をして同意を得る必要がある」就業規則を作成する際には、過半数組合、それが無い場合には過半数代表者の意見を聴取することが求められます。労基法90条1項が、意見聴取において労働者側の同意を得ることまでは義務づけられていませんので誤りです。

4月23日の執行委員会にて厳正なる抽選の結果、湊荘1名・真珠の湯3名・サン未来3名・すすかけの径1名の計8名の方に商品券(1,000円分)を贈らせていただきました。

✂-----キリトリ-----

ワークルール豆知識応募用

第__回	氏名	施設名	解答
加入申込書		申込日 年 月 日	
氏名	フリガナ	生年月日	
住所	〒		
電話番号			
施設名		経験年数	年 月
職種		雇用区分	正社員 パート